

# 大府市子ども会連絡協議会規約

(会の名称)

第1条 この会は、大府市子ども会連絡協議会(以下「この会」という。)という。

(組織)

第2条 この会は、大府市子ども会連絡協議会役員、各学区子ども会連絡協議会の役員及び単位子ども会の世話人により組織する。

2 学区子ども会連絡協議会の新たな設立、または統廃合は総会の承認により行う。

(目的)

第3条 この会は、市内の各学区子ども会連絡協議会相互の連絡調整を図り、意見情報の交換をし、子ども会の指導、育成及び技術の開発に努め、もって本市の子ども会の活発な活動と、健全かつ自主的育成を図ることを目的とする。

(会の所在地)

第4条 この会の事務所は、大府市役所(大府市中央町五丁目70番地)に置く。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子ども会相互の連絡調整、友好親睦の増進
- (2) 子ども会活動に関する情報、資料の交換
- (3) 子ども会育成のために必要な研修会、講習会の開催
- (4) ジュニアリーダーの育成
- (5) その他本会目的達成のために必要な事業

(役員)

第6条 この会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 幹 事 10名以内
- (4) 書 記 1 名
- (5) 会 計 1 名
- (6) 監 事 2 名
- (7) 理 事 各学区子ども会連絡協議会の役員

2 会長・副会長・書記・会計及び監事は、各学区の輪番とする。

3 会長・副会長・書記・会計及び監事は、各学区子ども会連絡協議会から推薦された、大府市子ども会あるいは大府市ジュニアリーダーズクラブに所属する子どもの保護者とする。

4 幹事は、各学区子ども会連絡協議会の代表者及び会長から推薦された者とする。

5 理事は、各学区子ども会連絡協議会から推薦された各学区子ども会連絡協議会の役員とする。

(名誉会長・相談役)

第7条 この会に総会の同意を得て、名誉会長・相談役を置くことができる。

2 名誉会長、相談役は、会長の諮問に応じて、会務につき意見を述べることができる。

(役員を選出と職務)

第8条 会長、副会長、幹事、書記、会計、監事、理事は、総会において推挙し決定する。

2 会長は、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあった時は副会長がこれを代行する。

4 幹事は、会長より要請のあった事項について協議する。

5 書記は、会の議事・行事を記録する。

6 会計は、この会の経理を担当する。

7 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

8 会長、副会長、幹事、書記、会計、監事は、会長の要請により幹事会に出席する。

9 理事は、会長の要請により理事会に出席する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により役員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会、幹事会、理事会とする。

2 総会は年1回以上開催し、会長が議長を務める。

3 次の場合には、臨時総会を開くことができる。

会長が必要と認めたとき

役員4分の1以上の要求があったとき。

4 総会は、事業計画、予算及び決算、規約改正、その他重要事項を決定する。

5 幹事会は、会長、副会長、幹事、書記、会計、監事で組織する。

6 幹事会は、規約の改正、事業計画、予算等この会の運営に関する事業を企画立案する。

7 理事会は、会長、副会長、幹事、書記、会計、監事、理事で組織する。

8 理事会は、この会の運営に関する内容について審議する。

9 幹事会、理事会は必要に応じて会長が招集する。

(議決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。

(経費)

第12条 この会の経費は、補助金及び寄付金、その他をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

この規約は、総会で議決のあった時から施行する。

一部改正	昭和 5 6 年 4 月 1 日
	昭和 5 8 年 4 月 3 日
	昭和 5 9 年 4 月 1 5 日
	昭和 6 0 年 4 月 1 4 日
	平成 2 年 4 月 1 4 日
	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 1 0 年 4 月 1 日
	平成 1 4 年 4 月 1 日
	平成 2 5 年 4 月 2 7 日
	令和 5 年 5 月 1 3 日